

三笠市基本チェックリスト

記入日： 年 月 日 ()

氏名	住所	生年月日	年	月	日
希望するサービス内容					
No.	質問項目	回答 (いずれかに○を お付けください)		点数	判定 基準
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	/ 5	
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
運動器関係					
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	/ 5	3点～ 該当
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	0. はい	1. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	0. はい	1. いいえ		
栄養関係					
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	/ 2	2点で 該当
12	身長 () cm, 体重 () kg ⇒ BMI = () ※ (注) 参照				
口腔機能関係					
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	/ 3	2点～ 該当
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ		
閉じこもり関係					
16	週に1日以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	/ 2	16が 「いいえ」で該当
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ		
物忘れ関係					
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ	/ 3	1点～ 該当
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
(注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) が18.5未満の場合に該当とする。		小計		/ 20	10点～ 該当
うつ関係					
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	/ 5	2点～ 該当
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		
(すべて答えたかどうか、もう一度ご確認ください。)		合計		/ 25	

(注) この表における該当 (No. 12を除く。) とは、回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

別表第2（第18条関係）
 指定事業サービス費用額（費用単位数、単価）

事業名	費用単位数	1単位当たりの単価
訪問介護相当事業	1 訪問型サービス費11 1176単位	10.0
	(1月につき・1週に1回程度の場合)	
	2 訪問型サービス費12 2349単位	
	(1月につき・1週に2回程度の場合)	
	3 訪問型サービス費13 3727単位	
	(1月につき・1週に2回を超える程度の場合)	
	4 訪問型サービス21 287単位	
	(1回につき・標準的な内容の相当事業である場合 月4回まで)	
	5 訪問型サービス22 179単位	
	(生活援助が中心で所要時間20分以上45分未満の場合月20回まで)	
	6 訪問型サービス23 220単位	
	(生活援助が中心で所要時間45分以上の場合 月16回まで)	
	7 訪問型サービス費（短時間サービス） 163単位	
	(短時間の身体介護が中心である場合 月22回まで)	
	8 初回加算 200単位（1月につき）	
	9 口腔連携強化加算 50単位	
	10 生活機能向上連携加算	
	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）	
	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）	
	11 介護職員処遇改善加算	
	(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1000分の137に相当する単位数	
	(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1000分の100に相当する単位数	
	(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の1000分の55に相当する単位数	
	12 介護職員等特定処遇改善加算	
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1000分の63に相当する単位数	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1000分の42に相当する単位数	
	注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合、当該月において1から12を算定しない。	
注2 1から7について、高齢者虐待防止措置未実施の場合は、それぞれ次のとおり減算する。		
1 12単位		
2 23単位		
3 37単位		
4 3単位		
5 2単位		
6 2単位		

7 2単位

注3 10の算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注4 1から7について、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は所定単位数に100分の90を乗じる。同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合は所定単位数に100分の85を乗じる。同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合は所定単位数に100分の88を乗じる。

注5 1から7について、特別地域加算を算定する場合は所定単位数に100分の15を乗じた単位を足す。

なお、事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。

注6 1から7について、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は所定単位数に100分の10を乗じた単位を足す。

注7 1から7について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は所定単位数に100分の5を乗じた単位を足す。

注8 11について、所定単位数は1から9までにより算定した単位数の合計。

注9 12について、所定単位数は1から9までにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注10 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

注11 算定にあたっては、上記のほか指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001)に準ずるものとする。

総合事業訪問型サービスA

- 1 訪問型サービスA211 1058単位
(1月につき・1週に1回程度の場合)
- 2 訪問型サービスA212 2114単位
(1月につき・1週に2回程度の場合)
- 3 訪問型サービスA213 3354単位
(1月につき・1週に2回を超える程度の場合)
- 4 訪問型サービスA221 258単位
(1回につき・1月当たりの回数を定める場合 月4回まで)
- 5 初回加算 200単位(1月につき)
- 6 介護職員処遇改善加算

10.0

	<p>(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1000分の137に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の1000分の55に相当する単位数</p>	
	<p>7 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>注1 1から4について、利用者に対して事業所の従業者等がする総合事業訪問型サービスAを行った場合に算定する。</p> <p>注2 1から4について、総合事業訪問型サービスAは、日常生活を営むのに必要な生活援助とし、身体介護は行わない。また、1回につき45分以上とする。</p> <p>注3 1から4について、高齢者虐待防止措置未実施の場合は、それぞれ次のとおり減算する。</p> <p>1 11単位</p> <p>2 21単位</p> <p>3 34単位</p> <p>4 3単位</p> <p>注4 1から4について、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は所定単位数に100分の90を乗じる。</p> <p>注5 5について、事業所において、新規に総合事業訪問型サービスA計画を作成した利用者に対して、総合事業サービス提供責任者が初回若しくは初回の総合事業訪問型サービスAを行った場合又は当該事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の総合事業訪問型サービスAを行った日の属する月に総合事業訪問型サービスAを行った際に総合事業訪問型サービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>注6 6について、厚生労働大臣が定める介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、利用者に対し、総合事業訪問型サービスAを行った場合は、上記区分に従い1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>注7 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>注8 算定にあたっては、上記のほか指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001）に準ずるものとする。</p>	
通所介護相当事業	<p>1 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1（1月につき・標準的な回数を定める場合） 1798単位</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2（1月につき・標準的な回数を定める場合） 3621単位</p> <p>(3) 事業対象者・要支援1 436単位（1回につき・1月当たりの回数を定める場合、1月の中で全部で4回まで）</p>	10.0

	<p>(4) 事業対象者・要支援2 447単位 (1回につき・1月当たりの回数を定める場合、1月の中で全部で1回から8回まで)</p> <p>2 生活機能向上グループ活動加算 100単位 (1月につき)</p> <p>3 若年性認知症利用者受入加算 240単位 (1月につき)</p>	
	<p>4 栄養アセスメント加算 50単位 (1月につき)</p> <p>5 栄養改善加算 200単位 (1月につき)</p> <p>6 口腔機能向上加算</p> <p>(1) 口腔機能向上加算 (Ⅰ) 150単位 (1月につき)</p> <p>(2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ) 160単位 (1月につき)</p> <p>7 一体的サービス提供加算 480単位 (1月につき)</p> <p>8 サービス提供体制強化加算</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)</p> <p>①事業対象者・要支援1 88単位 (1月につき)</p> <p>②事業対象者・要支援2 (週2回程度) 176単位 (1月につき)</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)</p> <p>①事業対象者・要支援1 72単位 (1月につき)</p> <p>②事業対象者・要支援2 (週2回程度) 144単位 (1月につき)</p> <p>(3) サービス提供体制加算 (Ⅲ)</p> <p>①事業対象者・要支援1 24単位 (1月につき)</p> <p>②事業対象者・要支援2 (週2回程度) 48単位 (1月につき)</p> <p>9 生活機能向上連携加算</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位 (1月につき)</p> <p>※3月に1回を限度とする。</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位 (1月につき)</p> <p>10 口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 20単位 (1回につき)</p> <p>※6月に1回を限度とする。</p> <p>(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 5単位 (1回につき)</p> <p>※6月に1回を限度とする。</p> <p>11 科学的介護推進体制加算 40単位 (1月につき)</p> <p>12 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1000分の43に相当する単位数</p>	
	<p>(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>13 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1000分の10に相当する単位数</p>	

- 注1 1について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。
- 注2 1について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。
- 注3 1について、高齢者虐待防止措置未実施の場合は、それぞれ次のとおり減算する。
- (1) 18単位
 - (2) 36単位
 - (3) 4単位
 - (4) 4単位
- 注4 1について、業務継続計画未策定の場合は、それぞれ次のとおり減算する。
- (1) 18単位
 - (2) 36単位
 - (3) 4単位
 - (4) 4単位
- 注5 1について、中山間地域等の居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に100分の5を乗じた単位を足す。
- 注6 1について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービス提供を行う場合は、それぞれ次のとおり減算する。
- 1 (1) 376単位
 - 1 (2) 752単位
 - 1 (3) 及び (4) 94単位
- 注7 1について、事業所が送迎を行わない場合は、片道につき47単位減算する。
- 注8 2における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導員に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。
- 注9 5の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメント加算の取扱に準ずる。
- 注10 6の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。
- 注11 9の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。
- 注12 10の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。
- 注13 11の算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱に準ずる。
- 注14 12について、所定単位は1から11までにより算定した単位数の合計。

	<p>注15 13について、所定単位数は1から11までにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定していることを要件とする。また(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。</p>	
	<p>注16 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所サービスを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>注17 算定にあたっては、上記のほか指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001)準ずるものとする。</p>	
<p>総合事業通所型サービスA</p>	<p>1 通所型サービスA</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1(1月につき・標準的な回数を定める場合) 1708単位</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2(1月につき・標準的な回数を定める場合) 3440単位</p> <p>(3) 事業対象者・要支援1 392単位(1回につき・1月当たりの回数を定める場合、1月の中で全部で4回まで)</p> <p>(4) 事業対象者・要支援2 402単位(1回につき・1月当たりの回数を定める場合、1月の中で全部で1回から8回まで)</p> <p>2 介護職員処遇改善加算(1月につき)</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>3 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p>注1 1について、利用者に対して総合事業通所型サービスAを行った場合に算定する。</p> <p>注2 1について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。</p> <p>注3 1について、従事者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。</p> <p>注4 1について、高齢者虐待防止措置未実施の場合は、それぞれ次のとおり減算する。</p> <p>(1) 17単位</p> <p>(2) 34単位</p> <p>(3) 4単位</p> <p>(4) 4単位</p> <p>注5 1について、業務継続計画未策定の場合は、それぞれ次のとおり減算する。</p> <p>(1) 17単位</p>	<p>10.0</p>

(2) 34単位

(3) 4単位

(4) 4単位

注6 2について、所定単位は1により算定した単位数。

注7 介護職員処遇改善及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

注8 算定にあたっては、上記のほか指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001）に準ずるものとする。

別表第3（第18条関係） 介護予防・生活支援サービス事業費の支給限度額単位数

利用者		支給限度基準額に係る単位数
要支援認定者	要支援 1	1月につき5032単位
	要支援 2	1月につき10531単位
事業対象者		1月につき5032単位 ただし、退院直後である等の理由により短期集中的に介護予防・生活支援サービス事業の利用が必要である等、介護予防ケアマネジメントにより当該単位数を超えて当該サービスを利用することが必要であると認められる場合は、1月につき10531単位とすることができる。なお、当該サービスを利用した翌月については、利用者の状態や新たに設定した目標に応じたケアプランを作成することとする。

別表第4（第22条関係） 介護予防ケアマネジメント費用額（費用単位数、単価）

介護予防ケアマネジメントの種類等	費用単位数	1単位当たりの単価
ケアマネジメントA（原則なケアマネジメント）	442	10.0
初回加算（1月につき）	300	
委託連携加算（初回の1回に限り）	300	
小規模多機能連携加算	300	